

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社虹色
所在地	〒238-0311 神奈川県横須賀市太田和2-11-36
代表者	代表取締役 横山輝美
設立年月日	2025年1月16日
電話番号	046-876-5800
FAX番号	046-876-5801

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション虹
所在地	〒238-0311 神奈川県横須賀市太田和2-11-36
電話番号	046-876-5800
FAX番号	046-876-5801
指定年月日	2025年4月1日
事業所番号	1461990886
管理者	和田 恵
サービス提供地域	横須賀市一部(本庁・衣笠・大津・浦賀・久里浜 ・北下浦・西地区)・三浦市全域

3. 事業所の職員体制

職種	人員	従事するサービス内容
管理者	1名(常勤)	業務全般を一元管理
看護師	3名(常勤) 0名(非常勤)	主治医より訪問看護指示書を受けた後、 看護サービスを提供
理学療法士	0名(常勤) 0名(非常勤)	主治医より訪問看護指示書を受けた後、 リハビリテーションのサービスを提供

4. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

ただし、祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)は除く

24時間緊急対応や、ご利用者様の状態によっては時間外にサービス提供する場合があります。

5. 提供するサービス内容

- (1)健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2)日常生活の看護(清潔・排泄・食事等)
- (3)療養生活や介護方法の指導
- (4)認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (5)カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (6)生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (7)終末期の看護
- (8)在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動など)

※療法士による訪問は、リハビリテーションを中心とした看護業務の一貫として看護職員の代わりに療法士が訪問し、ケアを行う

6. サービス利用料及び利用者様負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1)指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者様の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援します。
- (2)指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1)サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を電子カルテに記載します
- (2)事業所は一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します
- (3)事業者は前期「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者様負担金

- (1)利用者様からいただく利用者負担金は別表のとおりになります。
- (2)この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります
- (3)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支払限度額を超える場合を含む)には全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者様の同意を得ることになります)
- (4)利用者負担金は、毎月4日にご指定の金融機関の口座から引き落とされます。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかにステーション(946-876-5800)までご連絡ください

利用者様の都合でサービスを中止する場合にはサービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは下記キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし、容態の急変・緊急等、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2000円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はそのご家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

担当者:管理者 和田 恵

電話番号:046-876-5800

※相談・苦情については、管理者及び担当者等が対応します。

不在の場合、対応者が必ず管理者、担当者引継ぎます。

サービスに関する相談や苦情対応については次の機関においても苦情の申し立て等ができます。

横須賀市役所 高齢障害支援	電話:046-822-8308
三浦市役所 高齢障害支援課	電話:046-882-1111
横須賀市健康福祉局相談調整課	電話:046-822-4000
神奈川県社会福祉協議会	電話:045-317-2200

13. 高齢者虐待防止

事業者は利用者様等の人権擁護・虐待の防止等のために以下の措置を行っています。

(1)虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

＊虐待防止に関する責任者：和田 恵

＊虐待防止に関する担当者：藤田 悦子

(2)苦情解決体制を整備しています

(3)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年2回実施しています

(4)虐待防止のための対策を検討する委員会を設立しています

14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご注意ください

(1)看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは

いたしかねますのでご了承ください。

(2)看護師等は、介護保険制度上、利用者様の心身の機能の維持回復の

ために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。

それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。

(3)看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させて

いただきます。